

財務省告示第百五十七号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十九年四月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国債券（変 動・十年）	第二回	二百二億 四千万 三千	六百一億 七千万 八千
〃	第四回	三億八 千三百 五十八	三千九 百一 億五 千七
〃	第六回	五億一 千五百 三十五	五千四 百二 千九 万二 千九
〃	第八回	六億九 千五百 七十五	七千七 百六 十八 万七 千七
〃	第十回	八億四 千五百 一十九	八千三 百八 十七 万五 千五
〃	第十二回	五億三 千八百 九十七	五億七 千九 百五 十 万七 千四
合計		三億九 千四百 八十五 万二 千五 百二	三億三 千四百 十六 万七 千六 百一